

令和元年(ワ)第33338号
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣
被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面(その8)(被告ら共通)

2020(令和2)年11月8日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

この準備書面(その8)では、訴状に記した請求の趣旨の1(喫煙ルーム廃止請求)に関連する、以下の2項目について記します。

1. 準備書面(その6)に係る誤記訂正の申し出
2. 被告らが、原告からの求釈明に未だに応じていない問題について

1. 準備書面（その6）に係る誤記訂正の申し出

本年8月16日付の準備書面（その6）について、以下の2つの誤記が見つかりましたので、訂正致します。

- (1) 1頁の下から4行目に「以下の2項目について」と記載があるのは「以下の3項目について」が正当です。
- (2) 3頁の下から8行目に「2019(令和2)年8月6日」と記載があるのは「2019(令和元)年8月6日」が正当です。

2. 被告らが、原告からの求釈明に未だに応じていない問題について

原告は、過去に提出した準備書面で、被告らに対して以下の求釈明を行っています。

- (1) 2020(令和2)年2月14日付準備書面（「その1」に相当）に記載分
被告らが、今後も新幹線列車内に喫煙ルームを存置し続けても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止（注1）に係る努力義務を定めた健康増進法第25条には違反しないと考える理由について
- (2) 2020(令和2)年3月23日付準備書面（「その2」に相当）に記載分
在来線では夜行寝台列車を除く全列車で完全禁煙を実施している一方で、なぜ東海道～山陽～九州新幹線だけは喫煙ルームを存置し、すなわち全面禁煙化に踏み切らなくても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に努めている（健康増進法第25条に違反していない）と言えるのか、その医学的・科学的な合理性について
- (3) 2020(令和2)年7月13日付準備書面（その4）に記載分
「加圧」なる用語の意味について

このうち(1)と(2)については2020(令和2)年7月13日付準備書面（その4）で、更に(3)を含むすべてについては同年8月16日付準備書面（その6）で、回答の催促を2回行っています。

しかし被告らは、最初の求釈明から最大9ヶ月を経過した今日に至ってもなお、これらの求釈明に係る回答を示しておらず、すなわち求釈明を放置し、これに応じていません。

裁判所の担当書記官様も、原告が今月6日に電話で照会した際、当該求釈明に係る回答書面を未だ受領していない旨を回答しています。

被告らは3名とも、2020(令和2)年1月20日付の答弁書において、原告と争う旨の意思表示をしています。

注1 受動喫煙とは、健康増進法第28条の3で「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること」と定義されています。

また三次喫煙とは、喫煙を終えた人の肺の中に残留したタバコ煙が、その人の呼吸に伴って徐々に吐き出されることにより、そのタバコ煙を周囲の人が時間をおいて吸われる現象のことです。

したがって三次喫煙をもたらす、呼吸に含まれるタバコ煙も、上に引用した「他人の喫煙によりたばこから発生した煙」に該当することに変わりはありません。

ですから、健康増進法の条文に「三次喫煙」の文言が出てこなくとも、被告らには、新幹線列車内を含むすべての鉄道施設内において、三次喫煙を含めた受動喫煙を防止すべき責務が存在していることについて、議論の余地はありません。

これは被告らが、原告の主張、すなわち、

新幹線列車内における喫煙ルームの存在が、列車内において、三次喫煙を含む受動喫煙と、それに起因する利用者同士のトラブルをも、誘発する原因になっていること
三次喫煙を含む受動喫煙の防止のために廃止すべき喫煙ルームの廃止を怠り続けている被告らの不作為が、健康増進法に違反した違法なものであること

に異議がある、すなわち原告の主張には誤りがあると主張していることを意味しています。
しかし被告らは、原告からの求釈明に応じない、すなわち原告の主張は科学的にどこがどう間違っているのかの立証を行わないまま、今日に至っているわけです。

たとえ新型コロナウイルス問題の影響で社会活動に制約が生じている今日であっても、電話やFAXやメールなどの通信手段を駆使して関係者と連絡を取り合うこととすれば、原告の求釈明に回答・反論する書面を作成することには何の支障も不都合も無いはずで

被告らは、原告が【甲1号証】などとして示した禁煙推進学術ネットワーク発出の要望書の頃から、上に記した原告の主張に係る反駁（反論）を一切行わない（注2）一方で、三次喫煙を含む受動喫煙の根本原因となっている喫煙ルームの廃止を怠り続けてきました。

そのため原告は、不特定多数の新幹線の利用者が今なお、三次喫煙を含む受動喫煙の害に晒され続けている現状に歯止めをかけるため、本件訴訟を提起せざるを得なかったのです。

それは原告が被告らを憎んでいるからではなく、被告らが、望まない受動喫煙を強いられた利用者（注3）から反感を買い、新幹線のイメージダウンすなわち社会的評価の低下を招いてしまう事態を避けたいという、レールファンとしての思いからでもありました。

しかし被告らは、本件訴訟を提起されてもなお、原告からの求釈明を無視するという形で、上に記した原告の主張に係る反駁を行わずにいるわけです。

したがって、被告らが未だに原告の求釈明に応じていないという不作為については、

「被告らは、喫煙ルームの存在と（三次喫煙を含む）受動喫煙発生との因果関係について、原告の主張には科学的に誤りがあると反駁する（因果関係は無いと証明する）ことができないから、回答に困って求釈明を無視している」

すなわち「原告の主張は科学的に正しい」と暗に認めているためだと考えなければ、その理由を合理的に説明することは困難です。

つまり、

**「被告らは、喫煙ルームの存在が三次喫煙を含む受動喫煙を誘発する原因になっていることを認識した上で、敢えて喫煙ルームの廃止を拒み続けている。
すなわち被告らは（三次喫煙を含む）受動喫煙の防止に努めていない」**

注2 被告JR西日本については【甲1・3・5・7号証】、被告JR東海については【甲11・13・15・17号証】、被告JR九州については【甲21・23・25号証】。

これらの要望書に対する被告らからの回答書（被告JR西日本については【甲2・4・6・8号証】、被告JR東海については【甲12・14・16・18号証】、被告JR九州については【甲22・24・26号証】）では、上に記した原告の主張には科学的な誤りがある旨の反駁を行った記述は、何ひとつとして見つかりません。

注3 受動喫煙対策が日本よりも進んでいる諸外国からのインバウンド客を含みます。

つまり被告らは、新幹線列車内に喫煙ルームを存置し続けている現状について、外国から批判されるリスクも抱えているわけです。

と言う、健康増進法違反の不作为の事実があることが、原告からの求釈明に応じないと言う被告らの態度によって、改めて証明されたと言えるのではないのでしょうか。

よって原告は、裁判所に対して、以下の3点を要望致します。

- (1) 被告らに対して、原告の求釈明に応じる（回答の書面を提出する）意思の有無を確認すること。
- (2) 被告らが求釈明への回答に応じる意思を示した場合には、回答期限を設定すること。その場合、被告らにはこれまでに十分すぎる準備期間があったにもかかわらず回答を怠り続けてきた不作为の事実を鑑み、回答期限を極力短く設定すること。
- (3) 被告らが、原告の求釈明に応じない旨の意思表示をした場合、または裁判所が定めた期限までに求釈明に回答する書面を提出しなかった場合は、被告らが反論権を放棄し、原告の主張はすべて正しい、ひいては被告らが新幹線列車内の喫煙ルームを廃止せずにいるのは違法だと自ら認めたものとみなし、すみやかに被告らの主張を退け、被告らに喫煙ルームを全廃するよう命じる判決を出すこと。

以上